１１	１２番　　河　野　　龍　二　　議員 ①　公共施設利用について 　平成２９年度から公共施設の使用料の有料化が始められた。 　使用料の有料化の方針のひとつは「受益者負担の原則」に基づく考え方で、施設を利用する人と利用しない人の公平性により、施設を使用する人は利益を得ているとの考えから有料化となった。 （１）使用料の徴収をするなら、各施設の整備や備品などの十分な対応が必要と思われる。各施設の整備や備品の管理状況などをどう考えているのか。 （２）公共施設の使用が無料だった考えは、文化、芸術、スポーツなどの趣味や健康維持に、多くの住民がいつでも気軽に参加できるよう公共のサービスとして行われていた。何時の頃からか受益者負担の原則が叫ばれ有料化となってきている。私は今でも公共サービスの後退だと思う。 　以前も質問したが、長崎市では体育館利用者は校区内で登録している団体ならば、施設利用は無料としてある。また時津町でも施設の登録団体は住民でも事業所でも無料となっている。 　長与町でも町民が気軽に施設が利用できるよう、例えば自治会で組織する団体には無料にするなど、長崎市や時津町の利用方法を取り入れる考えはないか。 ②　学校給食費の軽減対策について 　学校給食費の無償化について以前質問した時には、受益者負担の原則に基づいて徴収するとの回答だった。学校給食費は受益者負担なのか疑問がある。利益を得ているから応分の負担が生じるとの考えだが、どの様な利益を受けていると考えているのか。 　改めて質問するが、学校給食費の無償化または軽減対策の考えはないか。